参考資料－１

「東北地方整備局 新技術活用評価会議」設置要領

（目　的）
第１条　東北地方整備局における公共工事への技術活用の促進を図るため、技術開発・活用・普及のあり方及び技術募集にあたっての進め方について広く助言を戴くとともに「公共工事等における新技術活用システム」（以下「新技術活用システム」という）における新技術の評価を戴くことを目的として、東北地方整備局新技術活用評価会議（以下「評価会議」という）を設置するものである。

（委　員）
第２条　評価会議は座長及び委員をもって構成するものとし、委員は常任委員及び非常任委員からなるものとし、別紙のとおりとする。
２　委員は有識者等のうちから東北地方整備局長が委嘱する。
３　委員の委嘱期間は２年以内とし、再任は妨げない。

（座　長）
第３条　評価会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　座長は、評価会議を代表し、会務を総理する。
３　座長に事故のあるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（評価会議の事務）
第４条　評価会議は、以下の各事項について審議し、助言・提言・評価を行うものとする。
①新技術の事前審査
②現場ニーズに応じた技術の募集及び選定
③新技術の活用等の事後評価
④活用促進技術の選定
⑤新技術の試行計画の策定
⑥その他新技術活用システムの運用に関すること

（運　営）
第５条　評価会議の招集は、東北地方整備局長の要請を受けて座長が行う。
２　評価会議には、必要に応じて非常任委員が参加できる。
３　評価会議は、年４回開催するものとする。
４　座長は、必要に応じて、臨時評価会議を開催できるものする。
５　評価会議の庶務は、企画部施工企画課、港湾空港部海洋環境・技術課、東北技術事務所及び仙台港湾空港技術調査事務所において処理する。

（雑　則）
第６条　この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、座長がこれを定める。

附　則　本設置要領は、平成１３年　９月２８日より施行する。

附　則　本設置要領は、平成１６年１１月２２日より施行する。

附　則　１．本設置要領は、平成１７年　７月２８日より施行する。
２．従来の技術活用委員会は廃止する。

附　則　１．本設置要領は、平成１８年　９月２９日より施行する。
２．従来の新技術活用委員会は廃止する。